

長崎市再犯防止推進計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

(素案)

令和　年　月

長　崎　市

目 次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2

第2章 再犯防止を取り巻く状況について	3
---------------------	---

第3章 課題と取組内容

第1節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	11
第2節 住居の確保	12
第3節 就労の確保	13
第4節 非行の防止と修学支援	14
第5節 広報・啓発活動の推進	15
第6節 地域による包摂の推進	16

第4章 推進体制

第1節 推進体制の整備	17
第2節 計画の成果指標	17

用語の説明	18
-------	----

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数^{*1}は平成15年以降減少を続け、令和3年には戦後最少となつたものの、刑法犯^{*2}検挙者に占める再犯者^{*3}の割合は、令和5年には50.9%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあり、安全で安心な社会を実現するうえで、再犯防止対策の必要性が高まっています。

このようなことから国において、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体における地方の状況に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされ、市においては、再犯防止推進法の趣旨を踏まえるとともに、国の再犯防止推進計画を勘定し、令和4年4月に「長崎市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の各種施策に取り組んできました。

そして、令和5年3月には、再犯防止に関する取り組みの更なる深化・推進を目的として「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指すため、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図る「第二次長崎市再犯防止推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等に関する法律」第8条の規定に基づき「再犯防止推進計画」を勘案して策定する「地方再犯防止推進計画」で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、「第二次長崎市再犯防止推進計画」とも整合を図ったものとします。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長崎市第五次総合計画 (後期基本計画)					
	5年間				
第5次長崎市安全・安心 まちづくり行動計画					
	5年間				
第二次長崎市再犯防止 推進計画					
	5年間				

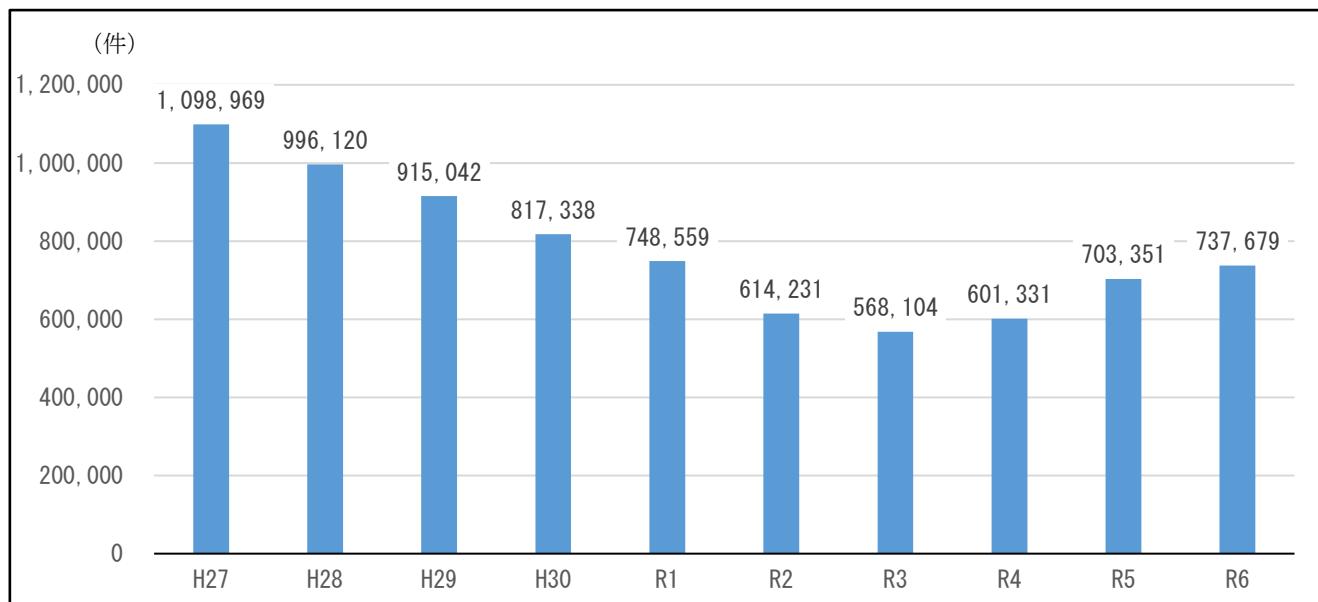
第2章 再犯防止を取り巻く状況について

1 刑法犯認知件数の推移

令和6年の長崎県の人口 10 万人当たりの刑法犯の認知件数を表す犯罪率は 316.4 件で、全国で少ない方から 5 番目となっております。

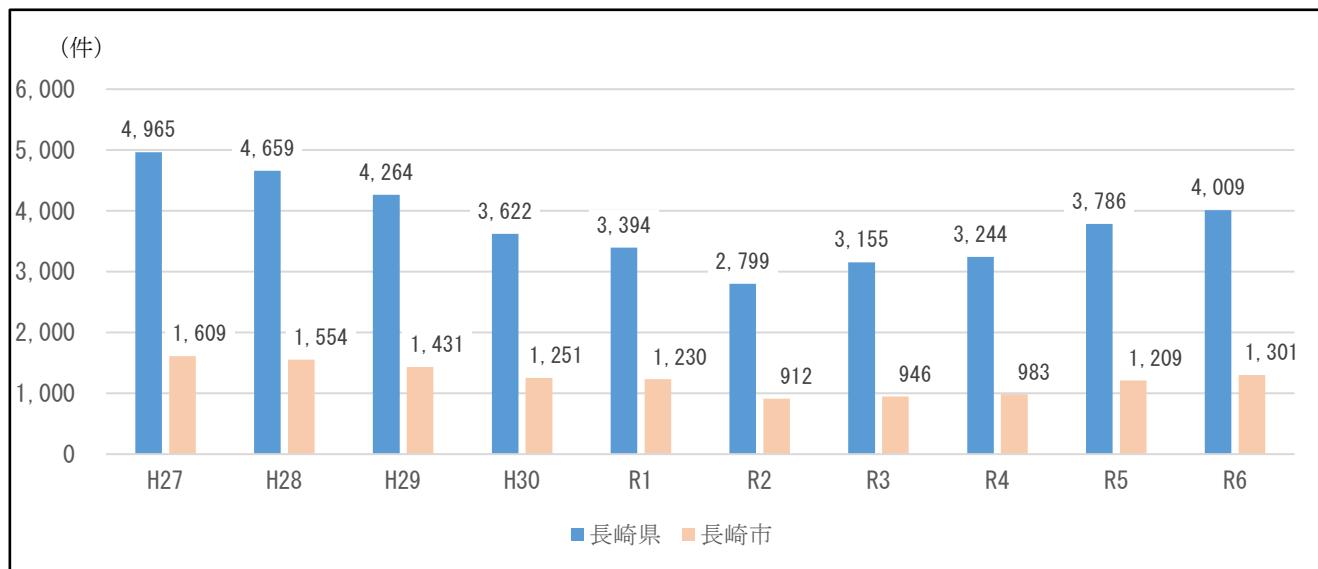
長崎市の刑法犯認知件数は、令和2年まで年々減少を続けていましたが、令和3年以降微増傾向にあり、全国及び長崎県も同様に微増傾向にあります。

【表1：全国】



警察庁犯罪統計資料を基に長崎市が作成

【表2：長崎県・長崎市】

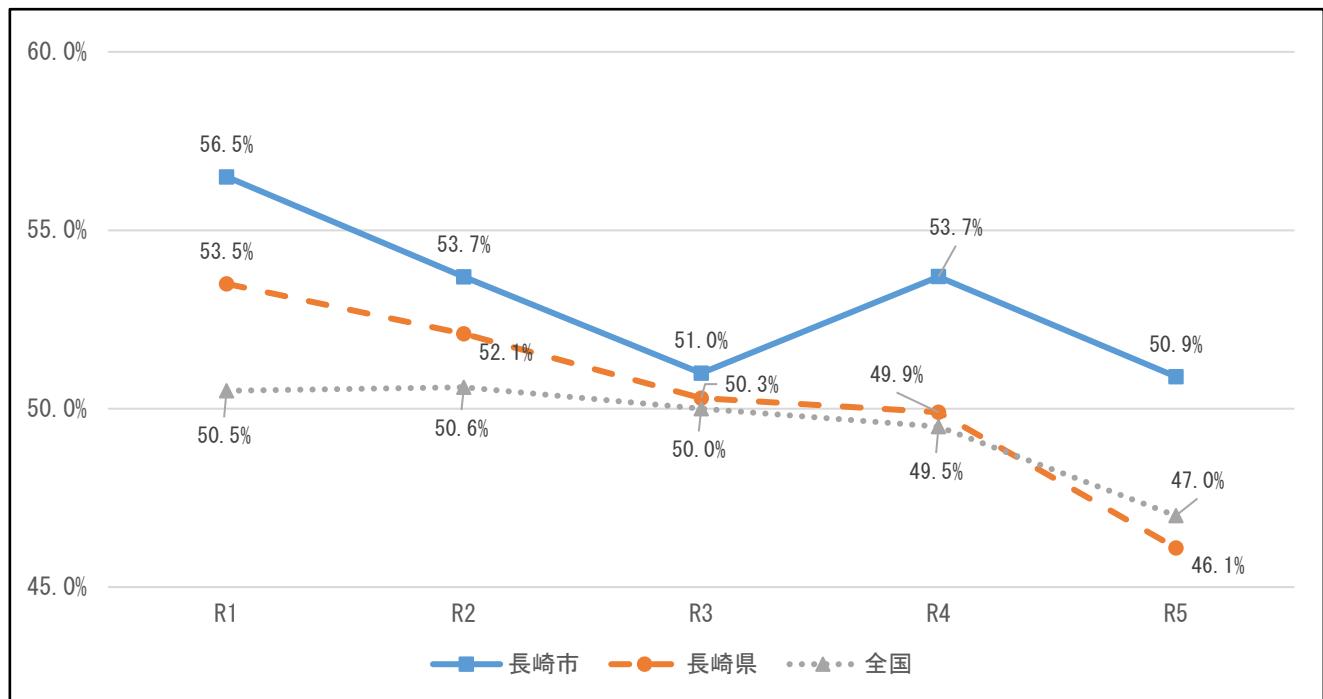


長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

2 長崎市を管轄する4警察署管内の再犯者率の推移（少年を含まない）

長崎市を管轄する4警察署管内（以下長崎市※）^{※4}の再犯者率は50%台半ばで推移しており、全国や長崎県よりも高い状況にあります。

【表3】



法務省提供データを基に長崎市が作成

3 令和5年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（少年を含まない）

令和5年の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合は、全国が42.9%、長崎県が45.8%であるのに対して長崎市※が52.3%で、全国や長崎県よりも高く、また、刑法犯検挙者総数に占める高齢者の割合についても、全国が25.1%、長崎県が32.8%であるのに対して長崎市※が34.7%で、全国や長崎県よりも高くなっています。

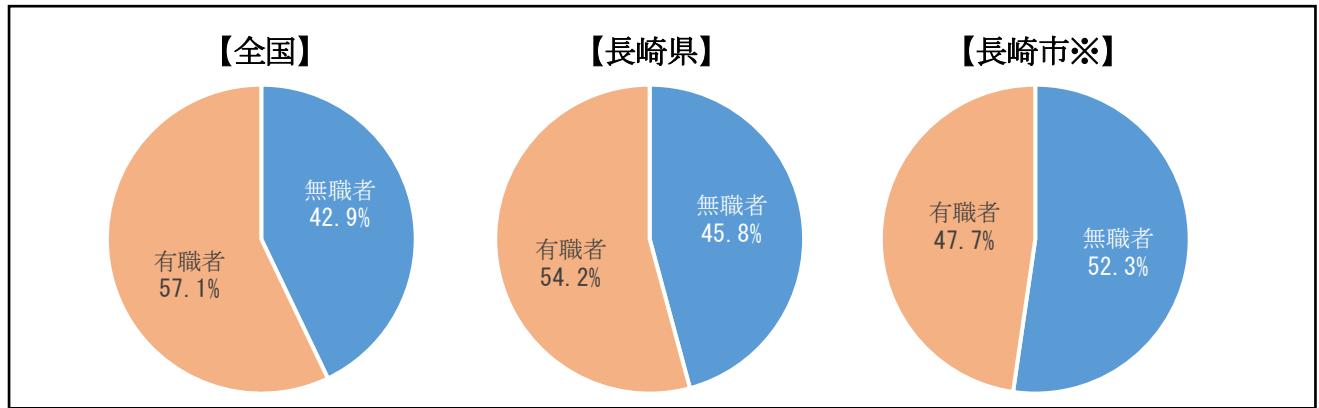
また、薬物事犯の検挙者数に占める再犯者数の割合は、刑法犯における再犯者率に比べ、高くなっています。

【表4：令和5年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者】

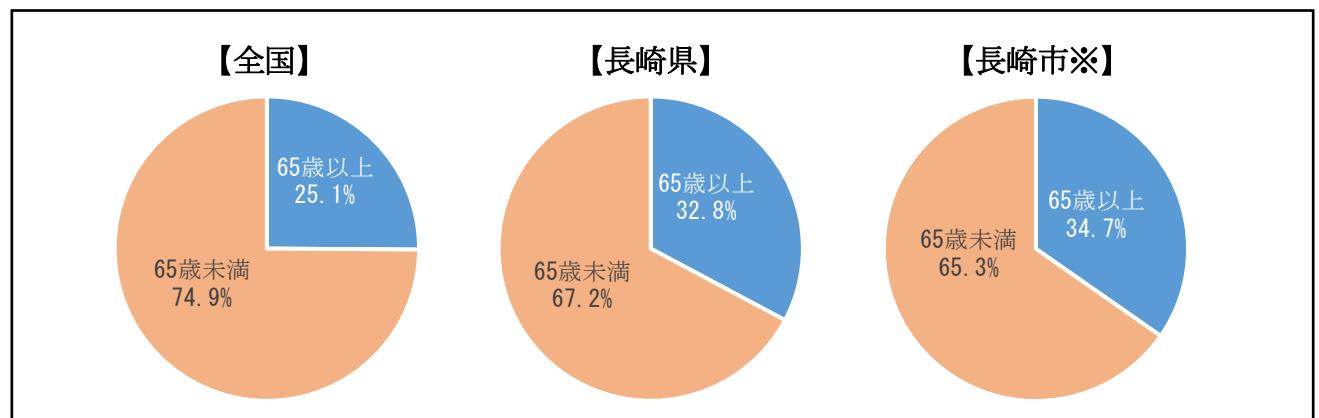
区分		刑法犯検挙者数						薬物事犯	
		総数	凶悪犯 ^{※5}	粗暴犯 ^{※6}	窃盗犯	知能犯 ^{※7}	風俗犯 ^{※8}		
全国	総数	人	163,870	4,230	46,230	75,514	11,043	6,180	11,464
	再犯者数	人	80,187	2,161	20,360	40,464	5,572	2,577	7,979
	再犯者率	%	48.9%	51.1%	44.0%	53.6%	50.5%	41.7%	69.6%
	無職者	人	70,326	1,676	13,539	42,405	4,083	1,140	4,137
	無職者の割合	%	42.9%	39.6%	29.3%	56.2%	37.0%	18.4%	36.1%
	65歳以上	人	41,099	451	6,984	28,017	1,049	668	279
	65歳以上の割合	%	25.1%	10.7%	15.1%	37.1%	9.5%	10.8%	2.4%
長崎県	総数	人	1,501	19	353	828	103	37	41
	再犯者数	人	721	9	154	433	52	19	26
	再犯者率	%	48.0%	47.4%	43.6%	52.3%	50.5%	51.4%	63.4%
	無職者	人	688	6	123	463	45	6	8
	無職者の割合	%	45.8%	31.6%	34.8%	55.9%	43.7%	16.2%	19.5%
	65歳以上	人	492	2	83	353	15	6	3
	65歳以上の割合	%	32.8%	10.5%	23.5%	42.6%	14.6%	16.2%	7.3%
長崎市※	総数	人	568	2	138	320	42	18	16
	再犯者数	人	289	1	66	177	22	9	10
	再犯者率	%	50.9%	50.0%	47.8%	55.3%	52.4%	50.0%	62.5%
	無職者	人	297	0	58	196	20	3	4
	無職者の割合	%	52.3%	0.0%	42.0%	61.3%	47.6%	16.7%	25.0%
	65歳以上	人	197	0	31	145	4	3	1
	65歳以上の割合	%	34.7%	0.0%	22.5%	45.3%	9.5%	16.7%	6.3%

法務省提供データを基に長崎市が作成

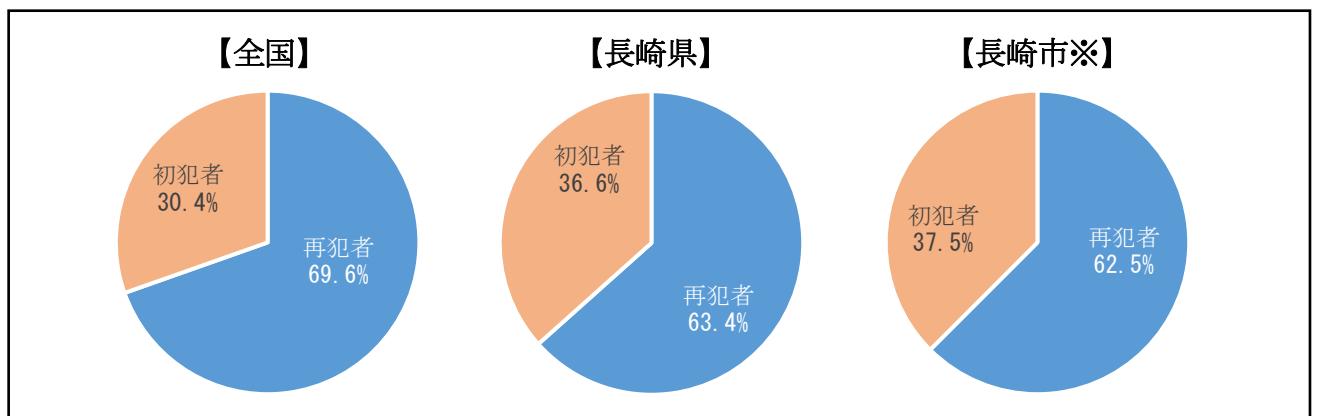
【図1：刑法犯検挙者のうち無職者の割合】



【図2：刑法犯検挙者のうち65歳以上の割合】



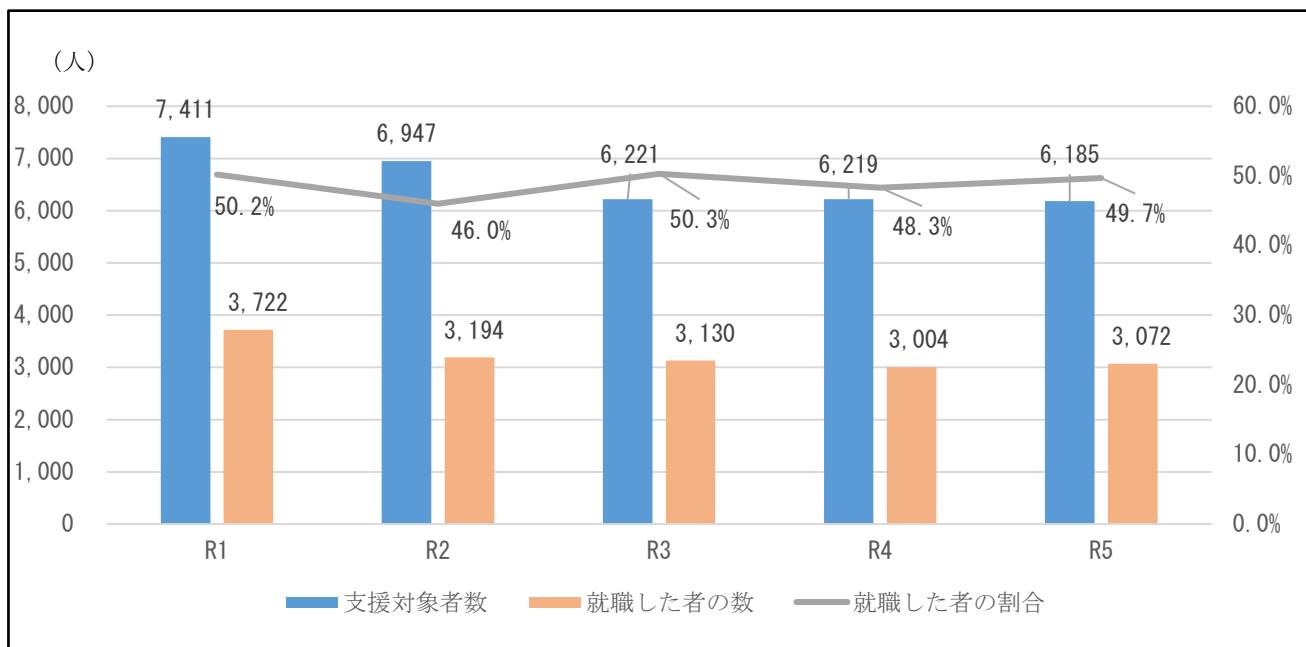
【図3：薬物事犯検挙者の再犯者率】



4 刑務所出所者等総合的就労支援対策により就職した人数及びその割合

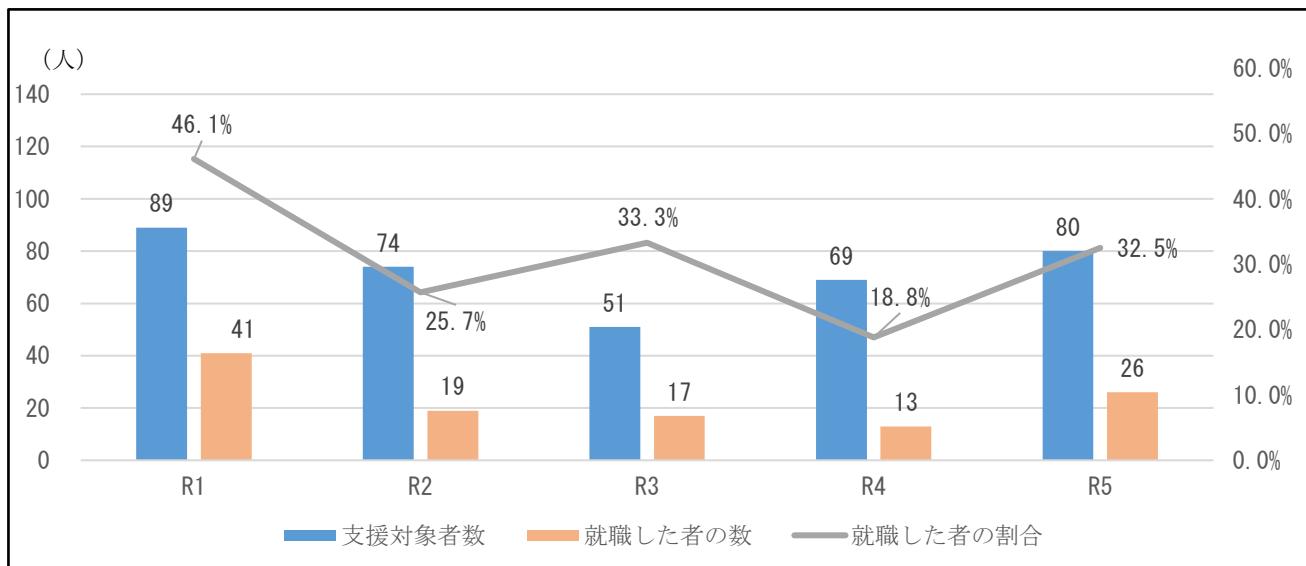
刑務所出所者等に対して、法務省（矯正施設^{※9}、保護観察所^{※10}）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携し、本人の希望や適性に応じた計画的な就労支援を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策^{※11}」によって就職した人の割合は、令和5年は全国で49.7%、長崎県で32.5%となっています。長崎県では80人に対して就労支援対策を実施し、26人が就職しています。

【表5：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表6：長崎県】

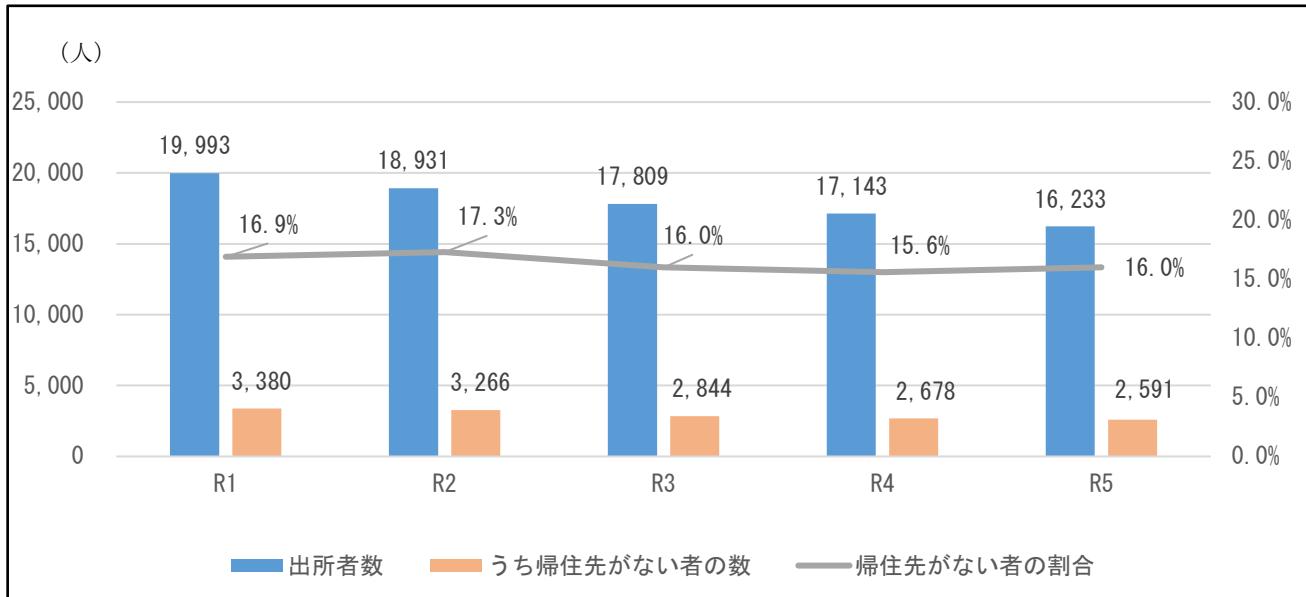


法務省提供データを基に長崎市が作成

5 出所時に帰住先がない人の状況

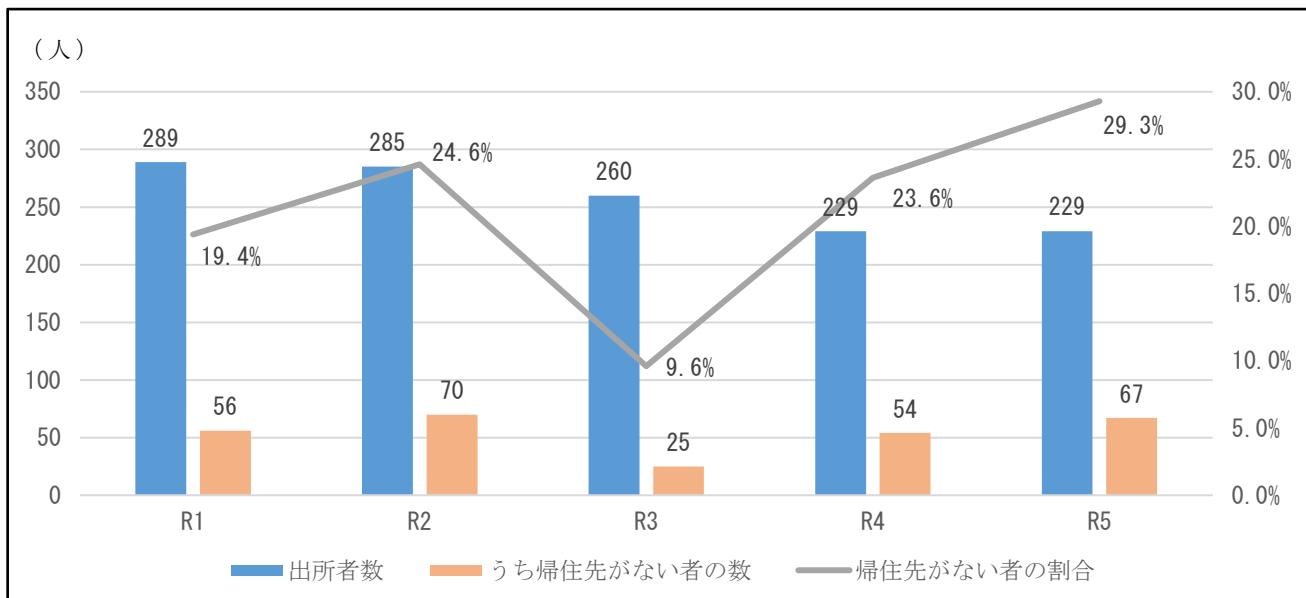
長崎刑務所出所時に、適切な帰住先がない人の割合は、全国と比較してやや高い傾向にあります。令和5年は全国の 16.0%に対して、長崎県は 29.3%となっています。

【表7：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表8：長崎県】

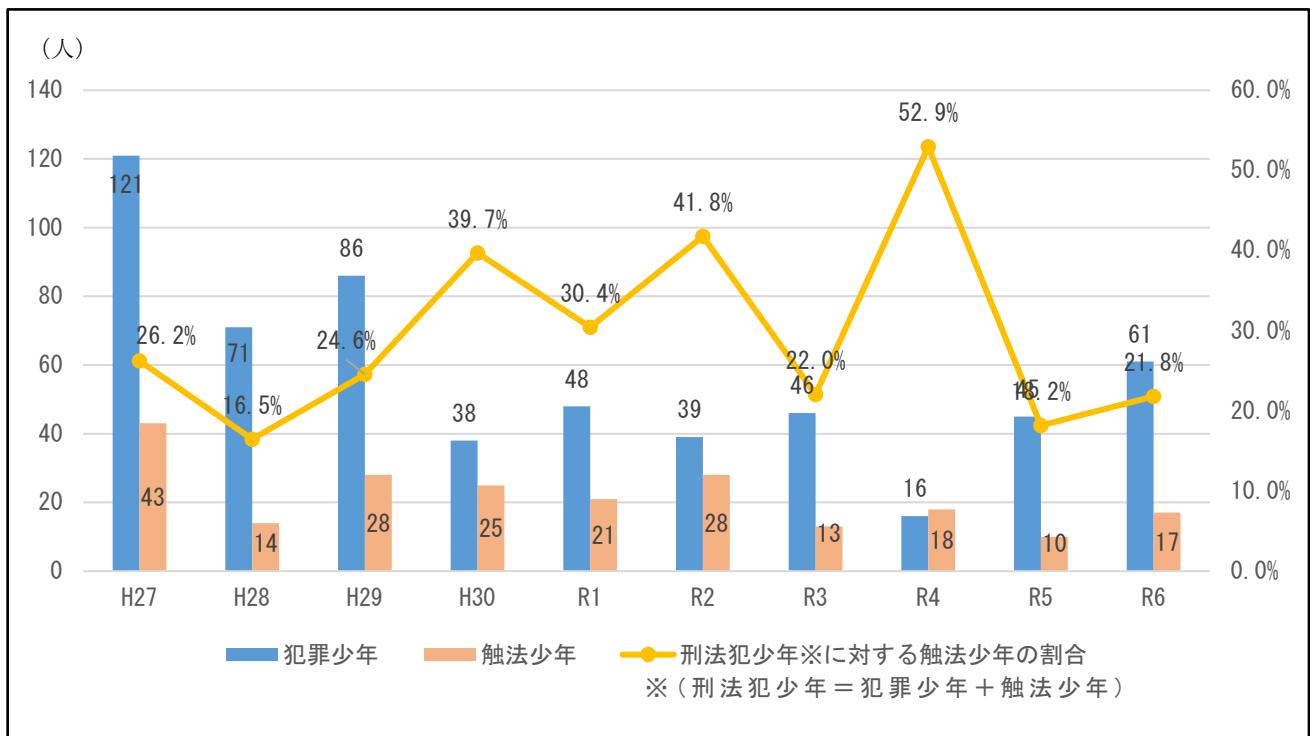


法務省提供データを基に長崎市が作成

6 犯罪少年、触法少年の状況

長崎市における犯罪少年^{※12}は年によって波があるものの、触法少年^{※13}は概ね横ばいで推移しています。

【表9：長崎市】



長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

7 罪種別刑法犯少年の状況

少年の検挙者数は減少傾向にあります。罪種別の検挙者数では、窃盗犯が最も多くなっていますが、その割合は減少傾向にあります。また、過去10年間において、凶悪犯は平成27年を除いて毎年数人を検挙しています。

【表10：長崎県】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
凶悪犯	0	1	4	2	3	2	1	1	4	14
粗暴犯	62	30	46	31	41	21	26	16	35	30
窃盗犯	322	174	193	129	124	90	81	75	109	124
その他	57	43	50	35	26	28	35	35	43	58
合計	441	248	293	197	194	141	143	127	191	226

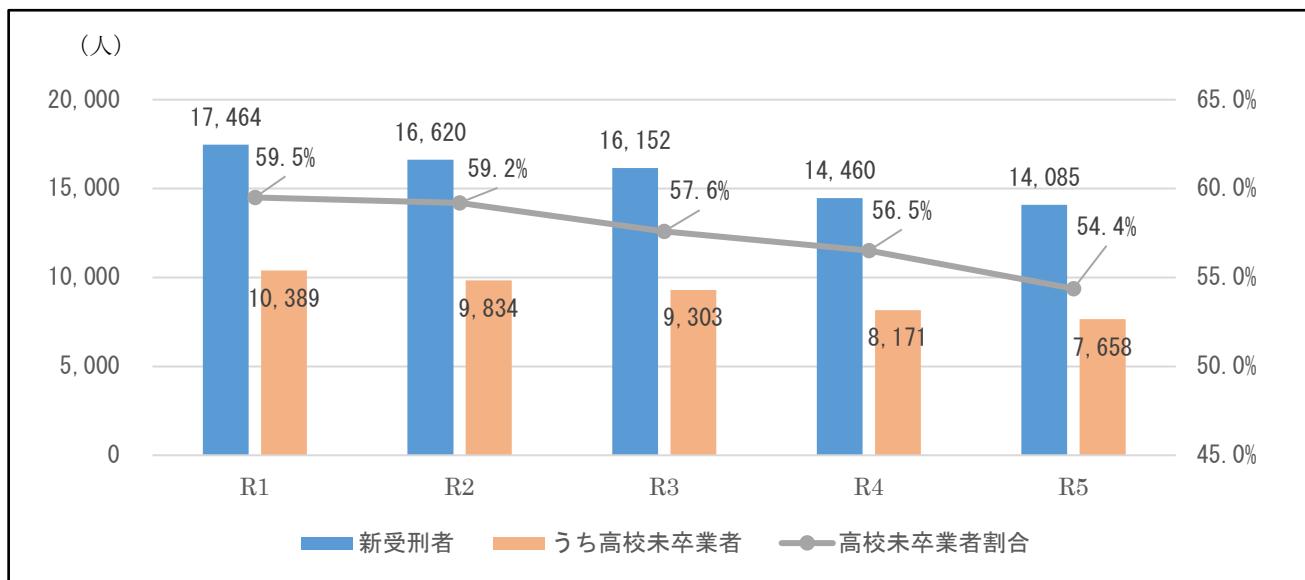
※その他は「知能犯」「風俗犯」「その他の犯罪」の合計

長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

8 新受刑者に占める高校未卒業者の割合

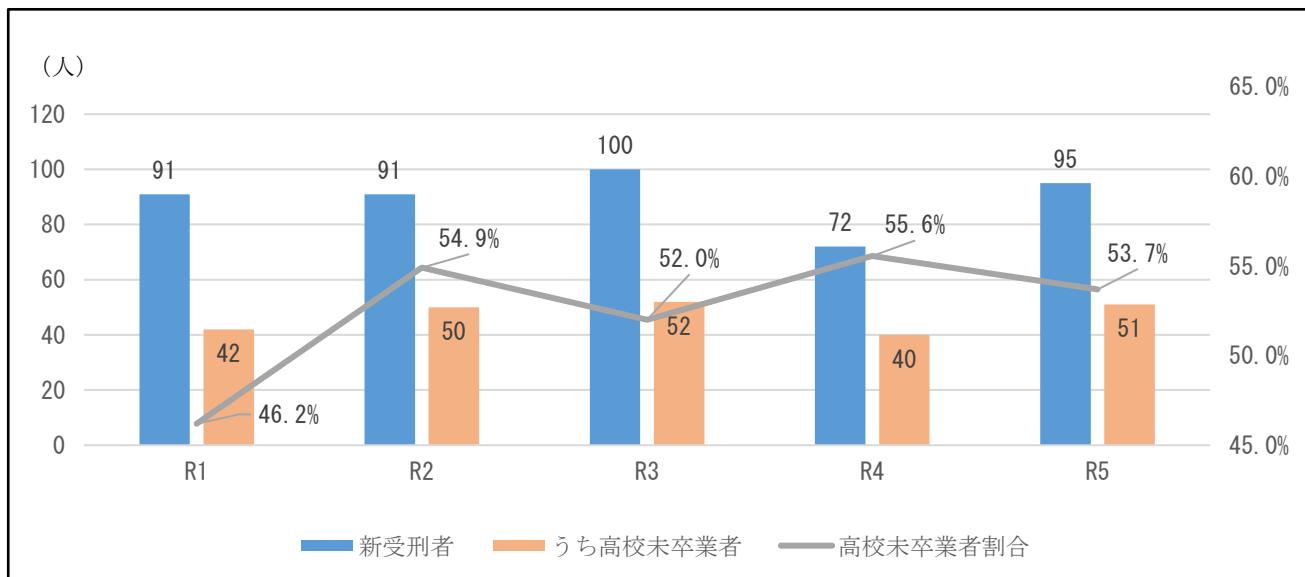
長崎県に居住していた新受刑者に占める高校未卒業者の割合は、全国と比較して低いものの、ここ数年50%台で推移しており、令和5年は、全国の54.4%に対して、長崎県は53.7%となっています。

【表11：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表12：長崎県】



法務省提供データを基に長崎市が作成

第3章 課題と取組内容

国の第二次再犯防止推進計画、長崎県の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、次のとおり、課題を整理し、再犯防止の推進に取り組みます。

第1節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされており、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が、保健医療や福祉サービス等についての十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、罪を繰り返すケースもあると言われています。

また、令和5年における長崎市※の薬物事犯の検挙者数は20人を切っている状況ではありますが、再犯者率は刑法犯のどの罪種よりも高くなっています。

これら犯罪をした人等の円滑な社会復帰に向けて、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう支援する必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等の社会復帰を促進するため、高齢や障害等により医療や福祉の支援を必要とする場合であっても、支援につながっていない事例も多いと考えられることから、矯正施設や保護観察所等との連携を強化し、出所者等が出所後速やかに必要な保健医療・福祉サービスへ確実につながるよう、相談窓口の周知、情報提供、関係機関との連絡調整を行い、円滑にサービスを利用できるよう支援します。また、伴走的支援体制を構築することで、社会復帰と地域生活の安定を図ります。

(自治振興課、障害福祉課、こども健康課、地域保健課、国民健康保険課、後期高齢者医療室、生活福祉1・2課、各総合事務所地域福祉課、高齢者すこやか支援課、地域包括ケアシステム推進室、住民情報課)

第2節 住居の確保

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があると言われており、これらの人々は帰住先が確保されている人と比較して、再犯に至るまでの期間が短いとされています。

県内の刑務所出所者のうち、刑務所出所時に帰住先がない人の割合は全国よりもやや高い傾向にあり、適当な帰住先がないまま釈放された人の多くが不安定な生活環境に置かれることを踏まえると、犯罪をした人等の出所後の住居を確保するための支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、多段階的な住居確保の支援を展開します。高齢者や障害者を含む対象者のニーズに応じた住宅確保を支援するとともに、矯正施設出所後の困難な状況にある者に対しては関係機関と連携して受け入れ場所の確保に協力します。

(建築総務課、住宅政策室、障害福祉課、生活福祉2課、東・南・北総合事務所地域福祉課)

第3節 就労の確保

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍と高いことから、不安定な就労状況が再犯のリスク要因とされています。

長崎県内においても法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等就労支援事業」や「就労準備指導」により就労支援が行われているところですが、令和5年の長崎市※における刑法犯検挙者のうち無職である者の割合は全国や県よりも高いことから、この取組と併せて犯罪をした人等の就労の確保をそれぞれの状況に応じ支援することによって、再犯のリスク要因を排除していく必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、生活困窮者への自立相談支援や就労支援事業の実施、障害者就労支援相談所での相談支援体制の充実を通じて、就労を希望する人に対し、知識・経験のある職員による相談や情報提供を行います。同時に、ハローワークや地域若者サポートステーション、障害者職業センターなど関係機関との連携を強化し、就労移行支援や就労定着支援などのサービス提供体制を整備することで、就労後の定着までを包括的に支援します。

(生活福祉2課、障害福祉課、産業雇用政策課)

第4節 非行の防止と修学支援

〈課題〉

長崎市においては、子どもの人口が減少傾向にあるなか、触法少年の補導人員は横ばいで推移しています。非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、複雑な家庭環境、貧困等、児童生徒を取り巻く様々な問題が絡み合っており、さらには少年がこれらの問題を一人で抱え込むことによって、追い込まれて非行に走ることもあると考えられます。少年が非行に走らないよう地域における見守りや家庭や学校の指導による規範意識の向上等に取り組んでいく必要があります。

また、国の再犯防止推進計画によると、社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあるとされていることから、継続した学びや進学・復学するための支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

将来を担う児童・生徒等の健全育成を図り、学校や関係機関・団体と連携して、環境浄化活動や補導・相談活動、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、心の教育充実によるいじめ防止や問題行動への対応を推進し、非行の未然防止及び早期対応に取り組みます。

あわせて、犯罪をした人等の円滑な復学支援、生活困窮家庭の中高生への学習支援、引きこもりや不登校への対応など、生活環境に課題を抱える子どもたちへの継続した支援に取り組み、社会への自立と包摂を促進します。

(こどもみらい課、生涯学習企画課、学校教育課、生活福祉2課、自治振興課、生活衛生課)

第5節 広報・啓発活動の推進

〈課題〉

昭和26年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法によって7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯防止に関する取り組みは、市民にとって必ずしも身近なものであるとは言えないことや、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となるためには、犯罪の責任等を自覚することを促すことと併せて、社会において孤立することがないよう、市民の理解を得ることが重要です。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が社会で孤立することのないよう、市民の再犯防止に対する理解と関心を深める活動を推進します。保護司会や更生保護女性会等の活動を周知するとともに、「社会を明るくする運動」など関係団体と連携した様々な広報媒体を活用した啓発に取り組みます。また、講習会やセミナーを開催し、人権尊重と規範意識の向上を図ることで、再犯防止に関する市民の理解を深めます。

(自治振興課、秘書課、地域保健課、人権男女共同参画室)

第6節 地域による包摂の推進

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした人等の中には安定した仕事や住居がない、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をしていく上での様々な課題を抱えている人が多く存在し、中には複雑化・複合化して課題を抱えている人がいるとされています。

刑事司法手続を離れた後、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、関係機関、団体と連携し、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことができるよう、息の長い途切れることのない支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

矯正施設出所者等が社会に円滑に復帰し、地域の一員として自立した生活を営むためには、出所後の初期段階から継続的で包括的な支援が必要となることから、保護司、保護観察所、福祉・医療・雇用等の関係機関・団体との連携を強化し、途切れることのない支援体制を整備します。また、市民の意識啓発を通じた保護司等の活動の理解促進及び活動基盤を確保することで、地域における更生保護活動の促進に取り組みます。さらに、障害者や就労困難者に対する就労支援の充実を図り、社会全体で出所者等を包摂する環境づくりを推進します。

(自治振興課、障害福祉課、地域保健課、各総合事務所地域福祉課、中央総合事務所総務課、生涯学習課、産業雇用政策課)

第4章 推進体制

第1節 推進体制の整備

再犯防止の総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第2節 計画の成果指標

再犯者を減らすことが地域の安全・安心につながり、再犯者数により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられるため、現時点での把握できている時津町、長与町を含む「長崎市※における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合」を本計画の成果指標として設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、第二次長崎県再犯防止推進計画の成果指標を踏まえ、令和12年までに再犯者率を40%以下にすることを目指します。

成 果 指 標	単位	基 準 値 (令和6年)	目 標 値 (令和12年)
長崎市※における刑法犯検挙者に占める 再犯者の割合 〔暦年〕	%	-	40.0

〔基準値〕令和6年の刑法犯検挙者中の再犯者数（-）

【法務省提供データ】

※法務省から令和6年データが提供された後更新

用語の説明

※¹ 刑法犯認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数

※² 刑法犯

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）

※³ 再犯者

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

※⁴ 長崎市を管轄する4警察署管内（長崎市※）

長崎市、時津町、長与町を管轄する警察署の管内

※⁵ 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等

※⁶ 粗暴犯

暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合

※⁷ 知能犯

詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

※⁸ 風俗犯

賭博及びわいせつ

※⁹ 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院

※¹⁰ 保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている

※¹¹ 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省（矯正施設、保護観察所）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携する仕組みを構築したうえで、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介等を実施

※¹² 犯罪少年

14歳以上で罪を犯した少年

※¹³ 触法少年

14歳未満で犯罪少年に該当する行為を行った少年

